

福岡県糖尿病協会 登録医・療養指導医・専門医部会 規約
(平成 21 年 6 月 28 日総会承認)

第 1 条 (名称)

本会は、「福岡県糖尿病協会登録医・療養指導医・専門医部会 (略称、福岡県糖尿病協会医師部会)」と称する。

第 2 条 (事務所)

本会は、事務所を福岡市東区馬出 3 丁目 1 の 1 九州大学大学院 医学研究院 病態機能内科学 糖尿病研究室に置く。

第 3 条 (目的)

本会は、公益社団法人日本糖尿病協会及び福岡県糖尿病協会の趣旨に則り、糖尿病に関する正しい知識の普及啓発および糖尿病患者の QOL (生活の質) の向上に貢献し、さらに、地域での病診連携 (病院・診療所・行政) や CDE (糖尿病療養指導士) などとの連携が円滑に行われることに寄与することを目的とする。

第 4 条 (会員)

公益社団法人日本糖尿病協会に加入し福岡県糖尿病協会に在籍している登録医、療養指導医、糖尿病専門医等の医師であり、本会の趣旨に賛同する医師によって構成される。

第 5 条 (役員会の設置等)

本会には、役員会を置く。役員は、各ブロック代表等により構成する。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 役員 若干名
- (4) 会計 1 名

- 2 役員を選任は、総会出席者の 2 分の 1 の承認を要する。(任期は 2 年とする、但し再任を妨げない。)
- 3 役員会の会長は役員の中から互選で選任し総会で承認を受ける。
- 4 役員会は会長が招集する。
- 5 本会に相談役をおくことができる。

第 6 条 (活動)

総会を年 1 回開催する。研究集会(検討会)、学術集会、啓発のための講習会、その他の会の趣旨に沿う社会活動を行う。

第7条（運営）

本会の運営統括は福岡県糖尿病協会で行う。本会はその運営にあたり、必要に応じて共催、協賛、寄付を募ることができる。

- 2 本会の運営は福岡県糖尿病協会会長の意向を受け役員会で決定し活動・業務を遂行する。

第8条（会計）

本会の会計監査は福岡県糖尿病協会常任理事会で行う。

第9条（規約改正）

本規約の改正は役員会で協議し総会にて出席者の2分の1以上の承認を必要とする。

第10条（設立）

本会の設立年月日は、平成21年6月28日とする。

附則

- 1 本規約は、平成21年6月28日から施行する。
- 2 本規約は、平成25年7月7日から施行する。